

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成26年7月4日(金) 午前9時58分～12時13分
会場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川広昌、 2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、
4番 浅岡保夫、 5番 柴田耕一、 6番 幸前信雄、
7番 杉浦辰夫、 9番 北川広人、 10番 鈴木勝彦、
11番 鷺見宗重、 12番 内藤とし子、 14番 内藤皓嗣、
15番 小嶋克文、 16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、副市長

総務部長、行政GL、財務GL、行政G兼財務G主幹、行政G主事

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1. 高浜市公共施設あり方について

(1) あり方計画について

(2) 本庁舎整備事業について

2. その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

《議 題》

1 高浜市公共施設あり方について

委員長 まず初めに、本日、皆様方お手元に「公共施設あり方検討特別委員会申し合わせ事項(案)」を配布させていただいております。そちらのほうを一度見ていただきまして、私のほうで、公共施設のあり方検討特別委員会の要綱に関しては、設置の前に、皆様方に御同意をいただいて、議会運営委員会のほうでOKをもらっているわけですが、申し合わせ事項ということで、もう少し細かい部分、想定される細かい部分のところを少し皆さんと共有しておかなければいけないのかな、ということで、確認をさせていただきたくてつくらせていただきました。それでは、1番から順に進めてまいります。まず、公共施設あり方計画の考え方ということで、これに関しましては、いろいろなところに今までも出てはいますが、「主に施設の複合化、機能移転、大規模改修とい

った視点で取りまとめ、単に公共施設の数を減らすというのではなく、『サービスを提供する場』として『公共施設がある』という理念のもと、今後40年間、必要な行政サービスを安定的に継続して提供していくための計画である。」と。これは、あり方計画の冒頭に謳ってある文章でございます。2番目の計画の構成でございますけども、計画の構成に関しましては、「『公共施設マネジメント基本方針』、『公共施設改善編』及び『公共施設保全編』の3つで構成。」されておる。これも、皆さん御認識のとおりでございます。3番からですけども、3番、付託案件、公共施設あり方に関する議案ということで、議会運営委員会のほうではお話をさせていただいておるんですけども、当初予算と決算を除くということで、当初予算、決算に関しましては、予算特別委員会、決算特別委員会の中で包含して行う、ということをお確認したいということで、謳わせていただきました。補正予算等出てくる可能性があります。そういったものに関しましては、この付託案件の3つ目にある丸ですけど、「正副議長、常任委員会委員長、公共施設あり方検討委員長にて、協議・調整する。」というふうにあります。今までの付託案件は、事務局調整で付託先を決めておりました。要は、2つの委員会ですよね、常任委員会に付託していたんですけども、公共施設あり方検討特別委員会のほうに付託をすべきものなのか、常任委員会のほうに付託すべきものなのか、というような議案が出てきた場合、補正等に想定するんですけども。例えば、何とかという公共施設のカーテンを変えるよとか、雨漏り改修をするよとかいうようなものでも、例えば、金額によっては実際、あり方検討のほうで話したほうがいいのか、というものがあったりだとか、それは、まだ計画としても先の話であるし、実際は小規模修繕のほうでやるから、それぞれの常任委員会のほうでいいのではないかと、というようなことも出てくるのかなということを想定して、一応、こういう交通整理をする場面というのをつくったほうがいいのかというふうで書いてあります。それから、付託案件。2番目になりますけども、公共施設あり方に関する陳情とか請願、これに関しては、もう9月、12月、3月と、今期、3回、定例会が予定されておりますけども、その中では出てくる可能性というのは十分に考えられることですので、その付託先として、当然、この特別委員会が、その先になるということ

で、御認識をいただきたいということでございます。それから、4番目の会議の開催日ですけれども、定例会日程に入れるということで、これは、議運での調整が当然いるわけですが、特に、9月定例会においては、先回の議運で一応決定しております。その中には、この特別委員会の日程は入っておりません。本日のように、市長初め、当局の方々にきていただく、そういうスケジュール調整も考えていくと、当然、その9月、12月、3月の定例会日程に、この特別委員会の日程も入れるべきであろうということを思っておりますので、議案が想定されるというよりも、陳情、請願の想定のほうが色濃く想定されますので、その受け皿としても、その日程に入れる必要があるだろうということで、ここに書いてあります。それから、開催日の2番目、必要に応じ随時開催とするというところですが、これに関しては、当然、議会として何らかの答えを出さなければいけない。あるいは、議会として何らかの要望を出すだとか、提言をするだとかというものが、このあり方計画のスケジュールに対して進めなければいけないというような場面が想定できますので、議会改革特別委員会のように、おおむね月1回とか、おおむね1回の委員会を1時間とするだとかというような決め方をせずに、随時開催ということで御理解をいただけたらなということをおもっております。それから、5番目の会議の進め方ですが、まず、報告及び連絡事項と書いてありますが、まずもって、毎回になることにもなるかもしれないけれども、当局側より議会へ現在の進捗状況、それから、新たな情報、今後の動き、スケジュール等も含めて、そういったもの。提出資料等がありましたら、全て公開していただくということで、お願いを申し上げます。それから、2番目の協議事項と3番目の審査事項ですが、この協議事項、審査事項につきましては、例えこういう議案が想定される、この議会にこういう議案が想定されるということがわかっていても、事前審査というような考え方ではなくて、継続調査であるという考え方をもって進めていきたいと思っております。これはどこに意味があるかということ、議会の意見の取りまとめというような意味合いの中でいう継続調査という形で進めていけば、事前審査にあたらないというふうに認識をしたい。そのように思っております。先ほど言ったように、当局側への議会としての要望とか、議会として提言をするだとかとい

うことを考えるための協議をするため、あるいは、それを最終的に、ここで決議をするという場面があれば、これは審査になりますので、そういうところのための協議事項、審査事項ということで、御認識をいただければと思います。

最後になりますけども、この委員会の役割というのは、行政から、あるいは、市民からの情報収集、そして、議会全体での情報の共有、それから行政に対しての議会としての情報の発信、市民に対しての議会としての情報の発信、あるいは、議員としての情報の発信、そのためにあるということが一番大事なところだと思います。もう一つ、市長の前に恐縮ではございますけども、委員会をもって議会がしっかり対応するということが、行政に対しては非常なプレッシャーになるということも思います。このことを含めて、委員会の申し合わせ事項というふうにしたいと思いますが、皆様方から何かございましたら、御意見頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

意（14） 今、委員長が説明された最後のところの、協議事項と審査事項に関してですけども。審査事項は、当局から出てきた案とか、あるいは、陳情とか請願によることを審査するからまあいいとしても、いわゆる、議会として当局に申し入れるとか、あるいは、何か決議するとかいう場面は、多分、今の話ですと協議事項の中で行われるのかな、というふうには思うんですけども。議会として、基本的に議会というのは全会一致といいますか、合議制になっているものですから、その辺を。今後の課題かもしれませんけど、合議制でやっていくのか、多少、課題によっては多数決で決めなければいけないこともあるかと思いますが、その辺、ちょっと難しいところがあるかと思いますが、どのような考えでいくのか。ここで答えが出なくても、委員長としての考え方があったらそれでもいいんですけど、皆でその辺よく考えていかないと。よく議会としてもものを言うときに、いや私は違うとか、そういうことがあるとなかなかまとまるのが難しいのかなというふうに気がしますので、その辺、検討していただきたいなと思います。

委員長 ほかに、同様の御質疑等ございますか。

意 見 な し

委員長 この件は、実際、きょうが初めての話ですので、話し合い自体をしておりません。私自身が委員長として気持ちを言うことを許していただけるのであれば、ものによっては、多数決でも決めなければいけない場面というのが当然出てくると思います。要は、議会に何らか当局側から答えを出してくれということがあった場合には、多数決で決めざるを得ないというふうに思いますので。ですから、この委員会に関しては正副議長を抜いた全議員の皆さんに委員として入っていただいておりますので、そのところに大きな意味があるのかなという気がします。例え話はここではあえてしませんけども、そういう場面というのは想定できないわけではないのかなということを思います。要は、時間との勝負の部分もありますので、そういうところも皆様方に、頭の中に入れていただいて、議論を進めていかなければいけないのかなというふうに思っております。答えではありませんけれども、よろしいですかね。可能性としてということで、はい。ほかによろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、本当におおざっぱな書き方で恐縮なんですけども、また、細かなところで、どうしてもこれは確認しておかなければというところがありましたら、皆様方のほうからまた御意見として頂戴して、お諮りをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。すみません。当局の皆様方、お待たせをいたしまして申し訳ございませんでした。それでは、ただいま、説明いたしました申し合わせ事項について、このようにさせていただきますので、よろしいですか。

意見なし

委員長 御異議、ございませんか。

「1点、 よろしいですか。」と発声するものあり。

意（6） 1点、確認させていただきたいんですけども、当局の方、議会に対してどういう説明をされていくのかわからないんですけども、全体の計画をつくられたわけですから、その全体の中で、個々の提案が出たときにどういうふうになっているんだということは、説明の中で当然やっていただけるものだと思いますんですけども、個々の議論ではなくて全体として、これ公共施設のあり方計画というのをつくられたわけですね。だから、状況というのは変わってくるので、税収もどういうふうになるかもわからないし、そのときに全体が見えるような形の議論でないと、個々の議論をしても始まってこないで、そういう形の資料のつくり方。要は、今回の提案はこうなんだけども、全体の中でこういうふうになっている、という説明の仕方をやっていただけるようお願いはしておきたいんですけども。個々の枝葉末節の話、そこに入っていってしまうと議論としてまとまってこないというか、個々の議論に入っていってしまうものですから。基本的に言うと、せっかくこれをつくられてこういう計画でやるんだということを意思表示されたわけですから、これに対して今回の提案は、こういう位置づけで、こうなってくるんだということが必ず入ってくるような、そういう資料の出し方をお願いしたいなというふうに思っているんですけども。

意（総務部） 今、幸前委員から御指摘をいただきました件でございますけど。当然、私どもは、今回この公共施設のあり方計画というのは、通常40年間という全体スパンを考えての計画となっておりますので、まずもって、これを主体に考えていかなければならないというふうに思っておりますので、ただいま、御意見をいただいたことは十分意識をさせていただいて、対応させていただきたいというふうに思っております。

意（6） そういう意味でいうと、今しゃべらせていただいたのは、全体計画を変えてはいけないということは、絶対言っていないので。状況によってはこれを変えざるを得ないと思っていますので、そういうところも含めて御説明いただきたいなというふうに思っています。

委員長 それでは、そのような形で対応をお願いしたいというふうに思います。それでは、次に、本日の会議の進め方でございますけども、当局より本日配布されております資料についての御説明を、まずお願いをいたします。その後、その配布資料についての質疑は、これは当然、今回挙げてあります付議事項の中に入っておりますので、説明だけをお願いしておいて、その後は、付議事項の順に沿って進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、当局のより説明のほうをお願いいたします。

説（総務部） それでは、本日、申し合わせ事項で示されました会議の進め方の中で、報告及び連絡事項となります内容でございます。本日、資料を配布させていただいておりますので、この資料にもとづきまして説明をさせていただきたいと思います。初めに、資料の1枚目、作業スケジュールをお願いいたします。若干、字が小さいですけども、お許しをいただきたいと思います。まず、5月30日の実施方針の公表後、6月12日、13日の2日間におきまして、この本庁舎、いきいき広場の現地見学会を実施させていただきました。この現地見学会に参加されました事業者は、2枚目の資料にありますように20社、46名の方が参加をされております。再度、作業スケジュールをお願いいたします。現地見学会を実施した後、参加事業者から質問67件、意見として12件をいただいております。その後、質問等に対して回答をまとめさせていただいております。本日は、ここには資料としてお出ししてありませんけども、高浜市のホームページにおいて、その質問事項と回答が、まとめたものが張りつけてありますので、また後ほど御覧をいただきたいと思います。現在のところ、8月の第1週の公募を目途に業務要求水準書、募集要項、審査基準の作成にあたっておりますが、合わせまして3枚目の資料を御覧いただきたいと思います。本日、「高浜市役所本庁舎整備事業者選定委員会設置要綱」を制定し、会議開催に向けての、その準備を進めております。選定委員会の皆様をお願いすることとなる事務は、第2条におきまして、1つ目として、提案の募集に係る業務要求水準書、募集要項についての検討。2つ目として、提案内容に係る審査基準の検討。3つ目として、提案事業者の資格審査。4つ目として、事業者からの提案内容の審査及び最優秀事業者の選定。5つ目として、選定委員会での検討、

審査の経過及び結果についての市長報告といったことが、主な事務となっておりま
す。次に選定委員会は、第3条において委員5人以内とし、主に建築関係、金融その他
マネジメント、契約その他法務に関し、それぞれ専門的な知識を有する者、そして、
市内部からは副市長に参加をしていただき、構成をして、選定にあたってまいりたい
というふうに考えております。今後、先ほど申し上げました業務要求水準書、募集要
項の取りまとめが終わり次第、たたき台として本特別委員会のほうにまた、お出し
をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ
ます。説明は以上でございます。

委員長 それでは今、説明をいただいたものに関しましての質疑は、本日の付議事
項でいいますと、(2)のほうにあたるやと思いますので、そちらのほうで質疑があ
るのであればお願ひをいたします。

委員長 それでは、付議事項の(2)に入ります。

(1) あり方計画について

委員長 質疑を許します。

問(15) この、もらいました冊子の58、59にですね、保全の対象と、それから、改
善の対象施設の一覧表がございますけれども、これの説明ありますけれども、どうい
うような理由で建て分けがしてあるのか、それからもう1つは、これはこのままで
いくのか、また、今後これは変更あるものか、当然、市民からの要望がこれ、ある
と思いますので、パブリックコメントや何かを受けるについて、それをちょっとお願
ひいたします。

答(行政) ただいま御質問のありましたすみ分けの考え方につきましては、先の議
会のほうでも答弁させていただきましたけれども、今後、人口推計のほうですね、
年少人口が横ばいすると、そういう傾向が示されている中で、やはり学校とい
ったものが、学校や子育ての教育関連施設、そういったところが一つの核になる
のではないかといたるところがございます。そういったところを今後も維持して
いく施設という形で、また、高齢化が進行する中で、地域の利便性といったもの
を考慮しながら今後、効率化、複合化、保有形態の見直しといったものを図
っていききたいというふうに、そういう考え方に基づいてすみ分

けのほう行ってございます。それで、このすみ分けにつきましては、今後また皆さんのほうから御意見を頂戴する中で、またさらに詰めていっていききたいというふうには考えております。

委員長 はい、ほかに。

問（14） 69ページのところに保全編の流れというのがありまして、1行目、2行目、3行目のところに、既存のデータを整理して施設一覧を作成するというふうになっておりますけども、これというのは既に整理されておるのか、これから既存のデータを整理していくのか、そして、それはどこで所管してどうコントロールというか、管理していくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

答（行政） ただいまの御質問につきましては、私どもこれまで、それぞれ施設を所管するグループのほうでデータのほう管理をしてございました。それから、またフォーマットといったところも特に決まったものがなかったというところで、なかなかデータの一元化というか、そういったところまで至ってなかったというところもございます。そういったところを今回、この保全編の中でデータ整理のほうをさせていただくということでとりまとめを進めていくということで、フォーマット自体は、ある程度形まではできておるんですけども、それを各所管のほうに改めて御提示をさせていただいて、そのデータをまた収集をするという作業をさせていただくということでございます。

答（総務部） このデータの一元化につきましては、今現在、国のほうの公会計の絡みで、固定資産台帳の整備というのも入ってきておりますので、これが、年が明けた1月ぐらいにまた示されてまいりますので、この各グループが所管しているデータと、また、私ども財政のほうの持っております固定資産台帳、それから、この公共施設のあり方と一体的に考えていかなければ無駄になってしまうので、今後、ここはしっかりと詰めていききたいというふうに思っております。

問（14） これから本格的に整理をされていくということで、わかりました。これまでこの保全編というところで、保全編計画を立てるのには、当然、各施設を調べられた、それは、行政グループでデータを持ってみえるのかな。とい

うことと、そのデータ整理にはどの程度情報量があるかわかりませんが、新たにソフトを作成して事業を立てるというんですかね、予算を立ててやられるのか、今あるものを利用してやられるのか、その辺お聞きしたいと思います。

答（行政） これ、平成25年度に保全計画、その委託のほうをにかけてございます。そちらの中で、今回、その施設の現地調査をさせていただきました。その施設調査のほうにつきましては、専門家による調査と、あと市の職員でやるその調査の2パターンで実施のほうをさせていただいております。その実施にあたりまして、施設台帳を作成していく中で、整理のほうはさせていただいております。そのデータ自体は、私ども行政グループのほうが所管をさせていただきます。

問（14） 新たなデータ管理のほうは。

答（行政） こちらのほうは業者さん。委託業者のほうから御提示をいただいている台帳自体が、かなり項目が多いというところもございますので、そちらのほう、改めましてこちらのほうで新たなシステムではないですけども、もう少しどなたでもわかりやすいような、ちょっと必要最小限のデータ収集というか、必要なデータに絞り込んだシステムというものを、今、つくっているという状態でございます。

委員長 ほかに。よろしいですか。

問（6） 前期のときにもちょっとお伺いしたんですけども、一昨年、公共施設のあり方検討委員会ということで、そこで検討されてきて、それが当局の意見という形で今回こういう形でまとまってきていると思うんですけども、このつながりのところ、考え方は基本的に変わっていないようにはみえるんですけど、端的に言うと、投資する費用、ここところが若干変わっているようにみえるんですけども、この辺はどういう兼ね合いでやられてきたかというところを、ちょっと教えていただきたいんですけども。

答（行政） 一昨年、平成24年度の検討委員会のほうでまとめてまいりました金額、試算ですけれども、それ以降、今回、あり方計画をお示しする中で、私ども市としての方針として、先ほど少し、すみ分けの中でもお話をさせていただいたんですが、要は、学校施設が一つ、核というところも見えてきたとい

うところもございます。平成24年度、一昨年ときには、正直申し上げますと公民館といったものは、引き続き継続して維持していこう、というような試算で見込んでございました。ただ、それを今回、学校施設を一つの核という考え方のもとで、やはり公民館もある程度学校施設の中に複合化するというような、いわゆるその機能を複合化するということもできるのではないか、というようなところで、さらに一步踏み込んだ考え方を、今回のほうに入れさせていただいたという経緯がございます。

問（6） 広げたのは何となくわかるんですけど、逆にいうと、そうすることによってコストが下がるという、今の説明だとそういう感覚なんですけども。あのとき、40年間の総額240億円程度に抑え込むという形でやるべきだということが提言されておったと思いますけども、今回見ているとこれ、300億円を超えているように見えるんですけども、これ自分の表の見方が悪いんですか。

答（行政） 試算の条件自体は、変わってございません。ただ、平成24年、一昨年ときには、ある程度、その高浜小学校の時期といったものが、もう少し大規模改修するというような時期で、少し時期が遅れておったところもございます。そういったところもありまして、それが少し早まったというか、今回、基本条件、基本方針や何かでも、今年お示しをさせていただいたんですが、そこの高浜小学校の一つの時期の前倒しといったところも一つございまして、額が少し変わってしまったという。…、ちょっとまた整理させていただいて、ちょっといいですか…。平成24年度、検討委員会のほうでお示しをさせていただいたその40年間の更新費用は総額240.4億円ということで、お示しのほうはさせていただいております。実際、今回、再度このあり方計画をつくっていく中で、ですね、最終的にその見直しを推し進めていく中で、再度、試算のほうをさせていただきました。それが、実際、今回お示しをした金額というところで、まだ実際、この金額までにも収まっていないというところもございますので、またさらに、今後詰めていく必要、詰めていかなければいけないというような状況でございます。

答（市長） 非常にわかりにくいかと思いますが、前回の委員会の中で試算を

させていただいたときには、財政的な制約の中で、乖離があるものの、ここまで詰める必要があるだろうという中で、現実のデータをもとにしてはやっていないんですね。実際に施設配置をしていくというのをやったりだとか、すみ分けをやりながら、どのくらい費用がかかっていくというので、実際に試算すると、さらに詰める必要があるぐらいの乖離が出てしまっておる。財政のシミュレーションを見ていただいてもわかるんですが、あるところで財源的な枯渇をするし、だから、もっとこれを詰めないと、これはもう建物としては、もう存続ができないだろうというようなことの数字が290何億でしたかね、なっておるということです。現実の世界で詰めていくと、あのときは、現実の世界の数字を全部拾っているわけではなくて、保全計画をやっていく中で出てきたものを積み上げていくと、これだけの乖離が出てしまうということの数字の違いだというふうに御理解いただければと思いますけども。

問（6） おっしゃっていることはわかるんですけど、だけど、今からスタートするとき、やっぱりできる目標というか、基本的にはやっぱりそこまで詰めていかないと、練りが浅いというか、非現実的に、その現実のほうと、理想の、何というか、今の施設ありきみたいな話が出てきちゃうと、やっていく途中で見直し前提でやられているように聞こえるものですから、そういう面という、もっとここで締めておかないと、逆にいうと、やりだして、ここから何かトーン変えますというのは、大きな社会的な変化が、先ほど、冒頭で言いましたように、それはしようがないと思うんですけども、最初から、こう今の状況を前提にしてこう動いていったときに、何年後以降には、もう一度縮小するような計画を立てないと成り立ちませんわ、というのは、ちょっとやっぱり、これは市民の方に説明しづらいというか、計画が成り立たない。計画自体が、そもそもちょっとひっかかりがあるんですけど。

答（総務部） 今回のこの計画につきましては、ある程度、私どもも検討をした中で、非常に厳しいものを出した、というふうに思っております。それで、今後これを、4年をワンスパンとしてやっていくわけですが、その中で、やはり市民の皆様の御意見等を踏まえて、この厳しい中をさらに厳しくしていかなければ、成り立たないよ、という意味合いで、この財政シミュレーションも出

しておりますので、ここら辺は御理解いただけたらと思います。

問（５） ちょっとお聞きしていると、財政上、非常に厳しいというお話なんですけれど、これプラス、インフラ問題はどうか、そこら辺の計画や何かもこの中にある程度、見込みをやられておるのか、個々で出されておるのか。まあ、例えば、国や、県や、そういったところへ説明する場合、おそらくインフラの問題も含めたことで説明しなければ、国や県のほうも、例えば、補助採択なり起債対象なりというあれは認めてもらえんと思うし、公共施設だけでこれだけの財政が厳しいとなると、ただでさえ今まで、高浜市がインフラやなにかなど、ある程度抑えてきておるとは思うんですけど、例えば、道路整備や橋梁改修や、そういったことが全くこのあれでは見えてこないんですけど、別として考えておられるのか、確か、いろいろ国の補助金や何かをもらって、そういった整備計画や何かをつくってみえると思うんですけど、今後、そういった形全て、市民に対して説明されるならば、そういったものも全部ひっくるめた形での財政計画というものを出したほうがいいのではないかなと思うんですけど、そこら辺どういうふうにお考えなのか。

答（総務部） 確かに、この長期の財政見直しには、インフラの部分というのは含まれておりません。今、国の動きといたしましては、総務省のほうからは、公共施設等の総合管理計画をつくりなさいよと。それから国土交通省のほうからはインフラの長寿命化基本計画に基づいて、最近でございますが、行動計画をつくれという、今、流れになっております。私どもは、まずは、公共施設につきましては、総務省が示した考え方にのっとった形で進んでおりますので、今後、このインフラの関係を組み入れたものにしていかなければならないと、これは今からスタートする、ということで、当然、柴田委員おっしゃるように、この財政を考えた場合は、その全体像をやっつけていかなければ、市民の方に説明がつかないというふうを考えております。追加させていただきますけど、財政シミュレーションを見ていただきますと、公共施設以外のものについても、若干は取り入れた形で道路、橋梁のものについて見込みはしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（５） ではインフラの問題のあれが、今、つくってみえるというお話なん

だけれど、今からつくる。そういった、要するに計画が、財政計画や何かが、例えば、当然、入ってくると思うんだけど、そういったあれがまた出た場合は、これも変更になっていくという可能性もあるということで、よろしいですね。

答（総務部） 先ほど申し上げましたが、公共施設以外のものにつきましては、そのインフラの部分を、過去のデータをもとにある程度の額は見込んでおります。ただ、その国土交通省が長寿命化行動計画で求めるものを、いったん整理して、またやって策定をしていかなければなりませんので、今、現在では、今から取り組んでいくと。これは、どこの自治体も今からでございますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。また、それが出てきましたら、それを含めた形の財政見通しを、また作成していくということになります。

委員長 よろしいですか。ほかに。

問（２） ちょっと議論がまた前にさかのぼってしまうかもしれないですけども、僕、以前、この公共施設のあり方計画つくるときにもちょっと一言、言わせていただいたんですけども、当然、南海トラフだとかですね、そういう災害に対する被害想定だとか、そういったもの、まだしっかり出ていないですよ。そのときに僕は、その被害想定だとか、そういったいろいろなものとか何かも含めて、やっぱりこういったものはつくるべきではないかということをおっしゃっていただいたんですけども、その辺のところの考え方はいかがでしょうか。

答（行政） 委員おっしゃるとおり、当然、私どもも意識をさせていただいて、今後、また検討というか、再検討という形にもってこようかとは思っています。

問（２） そうするとですね、当然、今、言っているこの数字というのは、先ほどからいろいろ議論が出ているようなもので、あくまでも今の段階でのあれであって、今後これよりも僕は、むしろ逆に言って、そういう数字はふえてくるのではないかと、そういうようなことを考えますので、その辺のところもしっかりですね、腰を据えて考えておいていただかないというと、今、この場だけでこれでできたので、それで、とりあえず、今、庁舎だとか、それから、学校だとか、そういったものの改修が、最初、モデル事業でやっていって、今後、

それに基づいていろんなことがされていくよと、そういうお話だということ
前、聞いていたんですけれども。もっと、やはり市民の皆様方というのは、も
っと具体的にですね、いろんな物事や何かを教えてほしいというのが、実際に、
僕らの支援者のところや何かで話をしている、庁舎の問題、一つとっていき
ますというと、「何だ。お前のところは何だ、借家になっちゃうのか。」と、こ
ういったようなことを言われる方もみえるんですけれども、実際、僕、その借
家だとか云々。いわゆる、建物建ててもらって、それを賃料で借りるだとか、
そういった物事や何かにしてみたって、僕は、別に、将来的なコストだとかね、
そういったのを考えていくというと、「むしろ、そのほうがベターではないの
か。」ということは言っているんですけれども。そういう具合で、もう少しです
ね、皆さん方にわかりやすいような、そういったものにしていただきたいとい
うことはちょっと思うんですけれども。

答（行政） 当然ですね、私ども、この7月1日からパブリックコメントのほ
うもかけさせていただいております。このあり方計画の内容自体がかなり重た
いものではございます。そういった中で、やはり市民の方にその、もっとわか
りやすいお伝えができるような形では、私どもでも、これはちょっとお出しを
させていただくのが精一杯というところら辺もありましたので、その後で、今
後ですね、また皆さんにもっとどうやったらその御理解がいただけるのかとい
うような工夫といったこともしていかなければいけないというふうなこと、思
っております。

答（副市長） 先ほど委員がおっしゃられました大規模災害のための対応とい
うことで、細かい部分はいろいろあるかもわかりませんが、まず私どもは、体
育センター、図書館あたりの液状化が考えられる地点というのは、当然、機能
集約か移転という考え方で進めておりますので、また今後、いろいろな個々の
施設ではあるかと思いますが、考えの中には当然、その大規模震災の考え方は
入れてあるということで、御認識をいただきたいというふうに思います。

問（16） 101ページ、改善モデルプラン、第1次ということで、この中
の廃止としまして「ものづくり工房あかおにどん」、「サロン赤窯」で、内容が
「施設のあり方の見直しを図る。」とありますけども、このことについてもう少

し詳しく教えてください。

答（総務部） まずもって、この第1次改善モデルプラン、これはあくまでも一つの方向性をお出ししておりますので、これが絶対だということではないということを御理解いただきたいと思います。そこで、廃止のところに位置づけてございますのは、ここは指定管理者でお願いしておるんですが、委員、御承知のとおり、第3期の指定管理を行った際に、この施設については、直営に戻しております。というのは、対応できないということがございまして、これが一つの、第一点。それからこの敷地、土地が借地、ということで、地主さんとの借地の問題等もございまして、そこら辺をみて、ここで廃止、あるいは、施設のあり方の見直しを図るということで位置づけをさせていただいております。

問（16） 廃止ありきではないという考え方のようですけども、あそこは、唯一、男性の方の居場所ということで、ものづくりをしております、木のいろんなおもちゃだとか、日曜大工をしたりだとか、大変好評なものですから、あそこが丸っとなくなってしまうと、ちょっといかななものかなと思いましたが、ものですから、ちょっとお伺いしたまでです。

委員長 ほかに。

問（12） 私も101ページの市役所庁舎の関係なんですが、今後20年間、賃借料が発生すると仮定して。

委員長 内藤委員、それは次の項目で、きょう、付議事項の2番目でやらせていただきますので。

意（12） はい。

委員長 庁舎整備事業については、そちらのほうで、お願いします。

委員長 ほかに、よろしいですか。

問（3） 40ページとかにも書いてあるんですけど、周辺地域との連携、ということで、財政状況がすごく厳しいということを出して、厳しいことを市民の皆様にしっかり理解をしていただいと。残すもの、残さないもの。それから、ほかと共有して使えるもの、ということで、近隣市とこういうふうに取り組み、検討しますと書いてあるんですけども、近隣市の、そのそういった施設

の状況だとか、近隣市とのある程度根回しというようなもの、情報交換というのを、現在、進められてみえるのか。まだこれからなのか、そこら辺とかの進捗具合とかもお伺いできたらと。

答（行政） この周辺地域の連携につきましては、もう既に、この近隣市、この衣東ですね、施設を高浜市民の方が御利用する際というのは、そこの地域の市民の方と同じような料金で利用はさせていただいておるとというのが、もう既に、でき上がっているというのが現実なところでございます。ただ、さらにそれより、もう少し踏み込んだというところのものの話は、今後の話になってまいりますけれども、いずれにいたしましても、この近隣市、もう既にそういった体制というか、連携は取れている、というような状況でございます。

委員長 よろしいですか。ほかに。

問（11） また、素朴な疑問なんですけども、人口の動向の差異が書いてありますけど、予想では微増ではあるが、ふえるということなんですけども、例えば、本当に住みよい高浜になって、皆さんみんなこぞってというか、住みたいということになって、ふえたりするとは思うんですけども、そうなることややはり、計画も変わってくるというふうに思うんですけども、そのタイミングというか、それはどういうふうに考えているのか、お答えいただきたいと思います。

答（副市長） おっしゃるとおりですね、人口が私どもの予想よりもふえるということがあれば、当然、税収も伸びる、固定資産税も伸びると、そういう状況になってまいりますので、今回は40年間の計画ではありますけども、その間に、大きく見直すべき事項というのは、たくさんあるというふうに思っておりますので、いつやるかとか、そういうことではなくて、状況が変わったら当然見直す、というふうな考え方でおります。

問（11） 状況が変わったらということなんですけども、予想も大切じゃないかなというふうに思うんですけど、その何というのかな。あまり短い期間でやると、やはり市民にも、「また変えるのか。」ということになってしまわないかなというふう、おそれが、考えがあるんですけども、その点はいかがでしょう。

答（副市長） 40年後の人口を推計するというのは、これは御勘弁をいただきたい。当然のことながら、総合計画がござimasので、その10年のとこ

ろで、やはり考えていくべきことであろうというふうには、認識をしております。

委員長 ほかに。

問（3） 先ほど、防災の話も出ていましたけども、同じ40ページに防災上の観点を踏まえ、標高や地質等、高浜市の地勢を考慮した公共施設のあり方を検討するとあるんですけども、先ほども、近隣市との、前も図書館だとかも使っていると、ちょっとは伺ってはいるんですが、そういったものも含めた中で、今ある施設というのを、共有して使っていくということであれば、その分、土地も空いてくるところも出てきたりすると思うんですが、そういった何か青写真的なものもつくっていくという考えもあるんですか。

答（行政） 当然、長期財政見通しで見ても、おわかりになるように、やはり、財政状況が厳しいというところもございます。そういったところの中で、そうした未利用資産が出てれば、やはり、財源確保の一つの方法としては、当然、考えられているべきなことだということもございます。ですので、ちょうどそのときの時期になってございましたら、また、そういった内容、具体的な内容についての検討というものを進めさせていただくという形になります。

委員長 ほかに。

問（6） 1月に秦野市さんがお見えになったときに、機能として、優先順位というか施設の優先順位、要は、学校は最優先で全部残すんだと、集約とかそういうのはあるにしても、施設としての考え方の中で、その高浜市民にとってあったほうがいいではなくて、絶対なければならない、この順位があって、その中で、こういう考え方でまとめていきますというのが、これ見ても感じられないんですけども、ぼやぼやとは書かれていると思います。ただ、それを謳っているところがどこにもないですよ。だから、そういうところと、あと機能として残していくところ。複数箇所あるところを集約して1カ所だとか、そういうところで、こうどういう形で、プロセスで、こういうものが出てくるということをこのうえのところでは1枚あると、非常にわかりやすいんですけども、これ全部読まないとうからないような形になっているので、なかなか、どういう形を描いているのかなというのが、見てるほうから見て、すごく読み

取りづらいんですけども、そういうところ何か頭にかぶせるような、そういうものを、考え方でね、多分考え方もってこう進められたと思うんですけども、そののところ何か明文化していただけると、議論するときにやりやすいというか、それがベースになってお金の話、そこに移行、各論のところに入っていきける。そういうものを、一つつくっていただけると助かるんですけど。

答（総務部） おっしゃるとおり、これ1冊渡されてもなかなか御理解していただけないので、当然、私どもも秦野市さんの出し方も、資料もいただいております。非常にわかりやすい作り方をされているなというふうに捉えておりますので、今、御指摘のあったことにつきましては、現在作り始めてございます。なるべくわかりやすいようにということ。基本的に、繰り返し先ほどリーダーも最初のほうで申し上げましたが、やはり、この高浜市の人口推計を行ってみてやはり年少人口が、全国と比べて、愛知県と比べて、減りが少ない、ほぼ横ばいだということで、そうなってくると今後の高浜の公共施設を考えた場合は、やはり、小学校、中学校、こういったところがもう主体だろうと、地域のコミュニティ施設の核だろうと、合わせて、当然のごとく高齢者人口がふえていく、そうすると地域でのコミュニティ施設、これは絶対必要だなと。当然のことそれは、やはり小学校、中学校を核として考えていかなければならないというふうな基本的な考え方をもっておりますので、そういったその方向性をわかりやすく示していきたいと思っております。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 私が質疑をしたいので、副委員長、申し訳ないですけども、よろしいですかね。

（委員長に代わり、副委員長が、委員長の職に就く。）

委員長（副委員長） 北川委員、どうぞ。

問（９） 私のほうから、今、６番委員からありましたように、今回のこの公共施設あり方計画の特に推進プランの部分というのが非常に具体的で目につくんですよね。どうしてもそこに目が行ってしまって、やはり、なぜこういうふうに決められたんだというところが飛んでいってしまっているようなイメージがすごくするんです。ですから、要は、マネジメント基本方針の部分というのが全く伝わっていないんですよね。多分、この議会の中でも十分な伝わり方ができていないのかもしれませんが。そこが揺るがない部分の中で、なおかつ、わかりやすく、一つの例として財政まで含めて出されたのが推進プランだと思いますけども、まず、そのような理解でいいのかどうか。

答（総務部） そのとおりでございます。

問（９） それで、今、パブリックコメントをやっている最中だと思いますけども、今後のこのあり方計画をいろいろな地域だとか、団体だとかに説明をしていかなければいけないだろうということを使うんですけども、その辺のスケジュールだとかプランだとかがありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

答（行政） 今、この第１次推進プランに影響する部分のですね、まず御説明のほうをさせていただこうと思えます。地域の、各団体の方の代表の方たちにお集まりをいただいて、そちらのほうで、このあり方計画の全体像というか、考え方といったものをお示ししていきたいと考えております。

問（９） 第一次推進プランの部分というのは、喫緊の４年間だという理解をしておりますけども、当然、そこのところは喫緊であるかもしれませんが、先ほど、私があえてなぜでは確認したかということ、それありきではないでしょという話なんですよ。さっきから話をやっているみたいに、何かしらのことがあれば変更せざるを得ないこともあるだろうと言いながらやるのであれば、全体像を市全体に対して説明をしなければいけないのではないかなということを使うんです。特に来年は、選挙年になります。その２年後は、すぐ市長選があるわけです。さまざまな場面で、これが使われていくわけですよ、いろんなところで。そうすると、今でも、もともとのそのマネジメント方針が伝わりにくいなど。伝わりにくいなどというよりも、そこへ異常に目が行ってしまう部分があ

るなということから考えると、きちんとそういうことを丁寧にやっていかないと、その基本方針が全く伝わらないまま個別の箱の話をどうするこうするということが市民間で出てきてしまったり、団体間で出てきてしまったり、あるいは、議員間で出てきてしまったりという事態になりかねないということだと思うんですよ。ですから、そのこのところをもう少ししっかり考えていただかなければいけないのではないかなということ是非常に思うわけです。それをやはりわかりやすくするために、先ほど幸前委員が言われたみたいに、よりわかりやすい概要の部分というのと、これ要は、1冊にしたから扱いやすいのかもしれないけども、反対にその一番大事な部分、これが骨ですよという部分のものを何かしっかりと出されたほうがいいのかないかなという気がするんですけども。そのこのところが一つあるのと、それからもう一つ、それは答弁いらないですけども。それから財政に関しても、これもわかりやすく伝えようとしての努力だと思うんですよ。無理やりだとは思いませんけども。ですから、一般的なインフラ整備の部分は、ここにもうある程度入っておるということをお考えし、大規模なインフラというのは、今後高浜で、ではあり得るかというといったら、そうそう考えられないと思います。要は、修繕的なものだけとかね。そういったものが中心になっていくんだと思いますけども、ここであえて1回目だから僕が言わせていただきますけども、病院の関係のこと、これは協定書にもう謳ってありますよね、債務負担行為で20億円、この関係の話。それから、広域行政施設、例えば、衣浦衛生組合における施設、それから、衣浦東部広域連合、広域消防の関係の施設や、あるいは設備ですね。そういったものも、当然、高浜市の負担分というのは出てくるわけですよ。だから、公共施設といえども、これはトータルでいうとそこまで広げて考えなければならないということをお考えしますので。国からの指針の中でいうと、当然、今からつくっていけば十分に、ほかよりも先んじているのは十分わかりますけども、そういうこともあるんだということも、しっかりと出していかねばいけないと思うんですけども、その辺のところは、どのようにお考えでしょうか。

答（総務部）　　まずもって、病院の関係につきましては、この財政シミュレーションで毎年2億円の10年間ですか、20億円の関係は盛り込んでございま

す。それから衣浦衛生組合の關係の、一番大きいのは、クリーンセンターの長寿命化ですね、ここら辺のことも見込んでおります。また、衣浦東部広域連合は、特に大きなどうのこうのという情報は得ておりませんが、やはり、大きな金が動きますので、当然、御指摘をいただいたようなことは、意識してやっていかなければならないと思っております。また、きょう、今回、ずっとこの公共施設のあり方、いろいろ御意見をいただいておりますが、まずもって、もう既に個々で動くときではないということで、私どもは、公共施設あり方推進本部会議、市長をトップにそれぞれの市長、副市長、教育長、部長ですね、この会議を設けておりますので、ここで一体となって進めていかなければやれないということで、進んでおりますので、いろいろ今回、防災の観点だとか、インフラの件だとか、いろいろいただきましたけども、全庁一体となって進めていくという方針はできあがっておりますので、御理解いただきたいと思えます。意（9） ありがとうございます。

（委員長の質疑終了により、副委員長の委員長職から本来の委員長職に復す。）

答（副市長） 私どもの基本的な考え方ですね、今一度整理をいたしますと、今回、高浜小学校の建てかえのところでやっていく事業というのが、当然のことながらモデルになっていくと。考え方は、学校施設の建てかえもしくは大規模修繕時に、公共的な施設をその場所にできるかぎり集約をしていく。この考え方は、来るべき大規模災害時の基幹的避難所として担えるようにやっていくという大前提の考え方があるということは、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

問（5） 一つお聞きしたいのですが、小中学校を基本的にやっていかれるのは、それは一番いいとは思うんですけど、今まで教育方針のほうで小中一貫教育、そういったことを教育のほうでは進めてこられたとは思うんですけど。それと、今、国のほうでも小中一貫教育の見直しというのか、そういった指導というのか、そういったものも出ておるとは思うんですけど、そういった関係が全くこの中には含まれていないんですけど、そこら辺をどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

答（副市長） 私が承知している部分は、小中の一貫校というんですか、ハー

ド的に同じ場所にあるという学校の考え方は、今はないというふうにお聞きをしています。それで、ソフト面のところで小中がつながるといふところの一元化というんですか、そちらを目指しておるといふふうに聞いております。

問（５） それは市としての考え方か、国のほうの考え方か。

答（副市長） ハード的に一体化のほうが効率的であるというふうな国の考え方があると思いますが、やはり高浜市で考えると物理的に非常に難しいということ、ソフト面でつながるといふところを選択されておるといふことであります。

問（１２） 先ほど聞かれました推進、ちょっと先になるかもしれませんが、推進プランを説明するといふその行程というんですか、そういうのについてはお話がなかったように思うんですが、そういうのは具体的にいつぐらいにもってみえるのかということと、それから、計算されているといふお話なんですが、病院なんかの１０年間、２億といふお金がずっと、もし来年、再来年ぐらいから出ていくということになると、かなり厳しくなるというふうには考えられるんですが、それも計算しているというふうなお話だったんですが、ちょっと計算しているといふだけでは、具体的にそうすると市の仕事がある程度減らされるというか、今やっている仕事も削っていかなければならないよう状況も出てくるのではないかという気もするんですが、その点はどのように考えてみえるのかお示してください。

答（総務部） この公共施設のあり方計画で、改善編のところでは総量を圧縮をしてコスト削減を図るといふことではございますが、それでも財政シミュレーションをしてみますと非常に厳しい。ということは、行政サービスのあり方自体もこれはやっつけなければ予算の編成が成り立たないということになってきますので、この公共施設のあり方と行政サービスのあり方、これが両輪で進めていかなければならないというふうな、今現在捉えております。

答（行政） 推進プランの行程のほうにつきましては、先ほどお話申し上げましたように、第１次推進プラン、これ高浜小学校区になろうかと思いますが、そちらのほうで、また御説明のほうさせていただきたいというふうには考えております。

委員長 よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、本日の付議事項の（１）につきましては、以上とさせていただきます。

委員長 （２）本庁舎整備事業についての、質疑を許します。

問（５） 少しお聞きしたいんですけど、まず、この事務室の３，５００平米という部分があるんですけど、それを決めた根拠を。

答（行政 主幹兼） 現在執務を行っておりますそれぞれの執務スペース及び会議室、その他等と一般的に市の職員が占有で使っている面積が３，７００平米ございます。その３，７００平米をもとに５％ほど圧縮をするという考え方で、３，５００平米を出しております。

問（５） 別に３，５００平米でもいいんですけど、こういった事務室のスペース、例えば、机なり、一人が抱える書類だとか、そういったあれとは、大体平均の出し方が事務室のスペースが一人当たり何平米と、それと、それに対してある程度の将来的な職員数ですね。そういったことはきちんと出ていないのか、そこら辺。

答（行政 主幹兼） 標準的な面積ということでございますけれども。これは、平成２３年度までございましたが、庁舎を整備するために総務省が起債対象の事業として、おおむね標準的な庁舎がどれぐらいの面積になるのかということをおおむねを定めております。それにもとづきまして今の職員数を勘案して試算をいたしますと、本市の場合では、延べ床面積で申し上げますとおおむね５，５００平米ぐらいの延べ床面積になると、先ほど３，５００平米と申し上げましたけれども、これは占有スペースでございまして、共用スペースを入れるとおおむね５，０００平米ぐらいということで、実施方針には定めておりますので、総務省の基準から申し上げますと特段狭小であるというようなことではないと思います。

問（５） この庁舎の検討の中の１５ページ、ここにある程度の庁舎の利用イメージ図があるんですけど、こういったものを要するに含めて５，０００平米ということで、いいですか。

答（行政 主幹兼） 実施方針の１５ページ、これはいわゆる占用的なスペースを定めておりまして、その中で、執務ゾーンというところが職員の職務スペース、会議室、あと集会室とありますけれども、これに、例えば、多目的ホール、会議室的なところを市の職員の占有ではなくて、市民の方にも広く開放して共用して使っていこうという考え方で、この部分が３，５００平米という考え方でございまして、この図の中には、いわゆるトイレだとか、廊下だとか、エレベーターホール等の共用スペースが入っておりませんので、それを加えますと、延床として５，０００平米ぐらいが想定されるという考え方ということでございます。

問（５） お聞きしたいのですが、この一体利用というものをひっくるめたのが５，０００平米であって、議場だとか集会会議室、こういったものも全部、事務室だとか総合窓口、議会、議員室等ひっくるめたものが３，５００平米ということですか。

答（行政 主幹兼） 他の公共施設と書いてある部分は除きまして、その上からの部分で、占有で３，５００、延床で５，０００相当ということでございます。（後で訂正発言あり。）

委員長 ほかに。

問（１６） １４ページの機能構成イメージの中に、執務ゾーンと多目的活用ゾーンということで、今回この新たな考え方だと思うんですけども、この多目的活用ゾーンに議場ですよ、それから委員会室が含まれていますけども、これ新しい手法になろうかなと思いますけども、このことについてお伺いしたいと思います。

答（行政 主幹兼） この考え方の基本にございますのが、実施方針で定めました庁舎施設の多機能化及び市民の共同活動の場として御使用いただけないかということが、基本にございます。そうした中で、いわゆる、これは他市に例がございまして、多目的に使えるホールがあると。そのホールについて

は、議会の開会中は議場として用いるけれども、一つ例えば、机とか椅子を移動式のものにして、議会開会中でないときはフラットな形で、講演会であるとか、場合によっては音楽会等で使っていただいているような例がございます。そういったイメージで、この機能構成イメージ図は作成してございます。

問（16） そうすると時間で、その市役所が一応5時で閉めますので、その後の活用ではなくて日常から、昼間であっても議会が使っていなかったら活用していただくというそういう考えですか。

答（行政 主幹兼） この利用時間帯の活用イメージにつきましては、15ページに記載がございます。考え方としては、平日であれば庁舎の執務が終了した6時以降、土日であれば、これは終日御活用いただくというイメージでございます。

問（16） それはいいことだなと思いますけど、これからこういう考え方が全国的に広まっていくんでしょうか。先進的にどれぐらいの地域で、今、こういうものを取り入れていらっしゃるのか。

答（総務部） 数的なものは、私どもは把握しておりませんが、昨今のそれぞれの自治体で新しい庁舎を整備されてみえるようなところは、やはり開かれた市役所ということで、こういった市民の皆様方の利用を考えた交流スペース、そういったものを取り入れておみえになる。特に、議場関係につきましては、そういった動きが新たな考え方として出てきておるようです。

委員長 ほかに。

問（7） 事業用地の部分なんですけど、事業者が提案する事業用地は、以下を満足すること。また、新築にあつては事業用地の確保できない業者は、高浜市の協議の上とか、いろいろこう書いてあるわけなんですけど、特に、提案してくる業者によっては相当な違いが出てくると思うんですけど、それを調整というのは結構大変なことだと思うんですけど、その辺はどのようにされていくんですか。

答（行政 主幹兼） ただいまの事業用地の関係でございますが、見学会にお見えになったところに対して、委託業者が少しヒアリングを行いました。その、まだ途中段階の概要でございますけれども、この中の事業者が自分で用地を確

保してそこに新築するというのは、なかなかコスト面だとか、事業用地の確保の問題だとか、いろいろな問題がございますので、この部分で提案を考えていらっしゃる業者はいない。しかし、既存の民間施設の活用をしてということと、この庁舎の空き地を使って、そこに庁舎を整備して、その後で、ここの現庁舎を取り壊す。こういったことで考えていらっしゃるところはございます。この調整ということがございますけれども、選定委員会を、先ほど要綱をお示ししましたけれども、その中でこの案それぞれが、なるべく公平な観点で審査できるような審査基準を今後定めていきたいと考えております。

問（7） 今、言われるように、今後ということですので、出てきた、今、提案をする段階で、ある程度迷ってみえると思うんですけど、その人たちに対してのそのような回答の仕方というのは、されていくわけですか。

答（行政 主幹兼） 今、御質問いただきましたことは、実施方針を受けた質疑をいただきまして、その回答をホームページに、6月30日付けで公表いたしておりますけれども、この庁舎の敷地について、例えば、これを庁舎機能の部分については、有償ではなくて無償で借りられないだろうかとか、そういったこの事業を、計画を実行に移していくうえで、それぞれの業者の疑問に思っていたりするということは、一応、お答えはさせていただいております。

委員長 ほかに。

問（5） こういったやり方というか手法で、国や県やなんかの、県は初めてだというようなあれを、新聞では書かれていたんですけど、そういった形で起債対象になるのか、そこら辺のことを、お金の問題なんですけど。

答（行政 主幹兼） 初めに、今、こういった賃借方式の手法ということなんですけれども、全国的にはリース方式で、例えば、分庁舎とかを借りているというような例は少数でございますが、あと、こういった形で庁舎を賃借で借りること自体は、法律的には問題はございません。そうした中で、ただいま、その起債というお話がございましたけれど、賃借ということでございますので、市が直接工事を施工するわけではございませんので、これは起債の対象にはなりませんので、当初のイニシャルコストと向こう20年間のランニングコストを、これを一時的な費用の発生ではなく、20年間で分割し

て平準化して支払っていくという手法を考えております。それと、すみません。先ほど柴田委員の御質問の中で、私が占有面積3,500で、延べ床面積5,000ということを申し上げましたが、これは実施方針の中で定めている数字でありまして、提案の内容によって3,500の中でうまく共用部分も取り入れてその面積が圧縮できれば、コストも下がりますし、今後のランニングコストも下がってまいりますので、延べが5,000ではないということの提案を求めているものではございませんので、追加をさせていただきたいと思っております。

問(6) 2、3お伺いしたいのですが、賃借というお話が出ているんですけど、このところのリスクマネジメント、要は、賃借している業者さんがもし事業が成り立たなくなったときに、市役所の機能というのはどういう形で残すということを考えてみえるか、そここのところまず教えていただきたい。

答(行政 主幹兼) ただいまの御質問は、6月の定例会の一般質問の中でもいただいたことで、私どもも事業者の、例えば、倒産等による庁舎機能の継続維持ということは、懸念をいたしているところでございます。そこで、実施方針の中では、まず、賃借物件であれば、この提案を出すまでに、出すというか、最終的に契約するまでに市の賃借権に優先するような賃借権があるならば、それを解除してもらおうことでもありますとか、あと、法律的なこのリスク管理につきましては、先ほどスケジュールをお示ししましたけれども、その中で募集要項自体、弁護士のチェックを複数入れておりまして、こういう中でも、今、御指摘されましたリスクに対していかに事前に、こういったところでも対応していくかということは考えてまいりたいと思っております。

問(6) 今のお話を伺っていると、あくまでこう他人任せというか、自分でこうやって逃げるということが全然感じられないんですけども、その思いというのはどこまでこう考えてみえるかというのをまず教えていただけますか。

答(行政 主幹兼) 他人任せではないのかという御質問でございますが、あくまでもこういった法律的な専門的な問題については、専門家である弁護士への委任ということで対応していくということで、PFIとか他の手法によりましてもこういった弁護士の関わりということが相当頻繁になってくるということで、今回の業務委託の中でもそういったことが発生することを含めまして、

委託業務を締結して、現在進めているところであります。市の思いということでございますけれども、今後迎えます公共施設の大規模改修でありますとか、間近に控えます高取小学校の建てかえ、こういったことにつなげていくために、この市庁舎の改修についてはできる限り民間の資金を活用しながら平準化を図って次の事業に進めていきたいという姿勢で臨んでおります。

問（６） もう１点、議場の多目的ホール化の話をされていますけれども、全国で例があるということをおっしゃるんですけれども、それというのは、地方によって会議室がなくて、そういうところをつくる必要があるような、そういうところの例を出されているのではないかという点と。あと、公民館に会議室がたくさんございますけれども、ここ日中なんてほとんど空いているという認識でいるんですけど、そここのところとの兼ね合い、この辺のところが出てこない、議場だけ、ここだけ空いているからという議論をされても、なかなか、全体の中でどうなんだという議論がどこかに飛んでいってしまっている、この切り口が、まず考え方がおかしいのではないかなというふうに感じるんですけど。

答（総務部） 当然、今、会議室の関係につきましては、私どもも公共施設の改善プランのほうの中で、集会施設の集約化ということがございますので、それを念頭に入れて考えております。

問（６） だから、全体の形が見えないところで、念頭に置くのは結構なんですけれども、姿がないところでここだけと、各論の議論をされても困るということをおっしゃったと思うんですけども、その姿をつくってからここをこうするという議論にもっていただきたいというか、例えば、今、市役所の会議室にしても、日中使われていていっぱいになることもあります。それと、私よく言われるんですけども、駐車場が狭いところで市役所で会議されると駐車場がないという問題もあります。一步こう目をそらせば、市民センターの昼間なんて会議室がらがらで空いているという現実もあるんで、そういうところというのはどうやって考えてみえるんですか。

答（総務部） みえないということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、改善プランの第２次では中央公民館の問題を挙げてあります。それで、例えば、中央公民館をなくします。ということは、会議室がなくなります。

その分は、庁舎のほうだとか、地区のコミュニティー施設の会議室を使うというような形で入れてありますが、非常にわかりにくい資料になっておりますので、またそれは明確にしなくてはならないというふうには思っております。また、あくまでもその議場の関係につきましても、これはある程度のイメージで出してありますので、提案されてくるかどうかはわかりませんし、ただ、流れとしてはそういうふうに行われておるところがあるということから、こういう作り方はしてありますけども、そもそも提案が、こういった提案で出てくるかというのは、まだわからないということですので、よろしくお願いいたします。

問（15） この事業は、一応、契約期間は20年間ということは伺っておりますけども、これが20年間終了した時点は、これどのような形になりますか。

答（行政 主幹兼） 20年後につきましては、実施方針の中では、継続の契約はしないということにいたしておりますので、今後20年間、20年後には、基本的には賃借をしないということです。その後については、この20年間の中で、次のあり方を考えていかざるを得ないと思っております。

問（15） ということは、とりあえず、今回、契約が決まっても20年後は、また新たなスタートさせるということですか。

答（行政 主幹兼） 20年後につきましては、市の業務のあり方自体、IT化の進行とかによりまして、今の執務スペース自体がいるのか、もっと集約されるのかということがございますので、この庁舎の残存期間は20年でございます。そういったところから20年後を一つの目安にしているということがございます。

問（15） 当然これは、こちらのほうの意向としては、そういったことはわかるんですけど、例えば、建物を建てて20年後には、例えば、再契約にしないとすると、ある面では契約者にとってみればちょっと不利ではないかという僕は感じがするんですけども、この辺はどうですか。

答（行政 主幹兼） 20年後につきましては、当初の募集の中では、再契約はしませんということを謳っていきます。それは20年後、再契約をする可能

性がありますということで、相手方に対して期待を持たせるような内容にいたしますと再契約前提に提案をされてということで、もし20年後、そんなに広い庁舎がいらないとか、もっと違う方法があるというときに、そこでいったん契約を打ち切れないということから、先ほど申し上げたようなことを申し上げました。20年後にその庁舎がそのままもし使えるということであるならば、それは引き続き借りるだとか、減価償却とかもすすんでいますので購入するだとか、そういった選択肢は、否定するものではございません。

問（15） としますと、例えば、20年間経って一応再契約もしないと、そうすると、例えば、業者のほうにとってみればちょっとあと使い道がないとなれば、当然、解体というような選択にもなると思います、これは。そういった場合は、やはり当然、業者のほう解体費用をもつという、これはなりますか。

答（行政 主幹兼） 解体コストについては、業者がもって、そこを更地にして市に返還をするということになります。そういった費用を含めてコスト試算では30億円程ということを示唆いたしております。

委員長 ほかに。

問（14） 2点ほどお伺いしたいと思います。1点目は、このスケジュール表なんですけども、スケジュール表に基づいて、きょうもこの特別委員会開かれておりますけども、今後、どの時点でどういう内容というかね、報告されたり、議会側から意見を求めたり、また、審査事項ですね、審査事項はどの時点であるのか、どんな内容は、審査事項があるのか、この一連の庁舎の整備事業に関する議会との関わりですね、それをまず1点お聞きします。

答（総務部） このスケジュールは大体こう基本的にこういうものをつくって、実際に、今、事務を進めてきておりますので、今後、いろんな内容が決まってくるので、今の現在のところでは、委員長さんとの話し合いの中でまた、特別委員会の開催について決定していただきたいというふうに考えております。

問（14） 当局としては、どの時点ということは、多分、私はどこかの区切り、区切りがあると思いますので、区切りのあとなのか、前になるのか、わかりませんが、どこかで必ず当局側としては、私はあると思いますけども、当然、委員長と打ち合わせされてもいいかと思っておりますし、そういうふうにしてい

かなければいけないと思いますけど、当局としては、当然、僕はあり得ると思いますけど、どこかに書いてあります。議会のスケジュールの中には書いてありませんね。

答（総務部） まず、基本的な流れは、実施方針のところスケジュール、これは6ページですか、お示しをさせていただいておりますので、基本的な流れはこの流れで行くということで、あと、個々具体的なことは、先ほど申し上げましたように、例えば、募集要項、業務要求水準書、こういったものがまとまりましたら、たたき台として特別委員会のほうにお示しをして、また御意見をいただいこうというふうに考えております。

委員長 審査内容、要は、議会に対して審査を求める内容、想定されるものに関するの答弁。

答（総務部） 基本的に、最終的には3月の議会になってまいります。あとは、この審査をしていただくという内容的なものは、今現在のところでは思い浮かばない。それは、8月。審査というのは。

答（行政 主幹兼） 議案としてお出しいたしますのは、向こう20年間の債務負担が発生いたしますので、債務負担行為の設定の議案を御提出させていただいて、御審査をいただく。翌年度の当初予算について提出をさせていただき、御審査をいただく。あと、もし仮にここの敷地を無償で貸与するということであるならば、行政財産の減額の貸し付けということでございますので、こういった時価に比して著しい価格で貸し付けることに対する御審査をいただく。あと、仮に改修案というものが採択をされて、庁舎の場所が移転するということになりますと、市の位置を定める条例の一部改正案の御審査をいただくことが想定されます。その中で、契約自体が審査の対象になるのかとことは、市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例によりますと、1億5,000万円以上の工事または請負工事ということで規程をされております。こういった賃借料については、この議会の議決に付すべき契約の該当に…。

委員長 静粛に。

答（行政 主幹兼） 該当をしないというふうに思われますので、この部分に

については、議案として提出をしない場合もございますことを御理解いただければと思います。

問（14） 債務負担行為については出てこない可能性があるという。

答（行政 主幹兼） 債務負担行為につきましては、上程させていただきまして、御議決・御可決をいただきますが、20年間の賃貸借契約自体については、議会の議決に付すべき契約ではございませんので、そのもの自体を議案として提出することはないことが、今、想定されますので、債務負担行為の中の御議決の中で含めて御質問等ちょうだいただければと思います。

問（14） それから先程来から議場とか、そういったもののそのあり方というんですかね、質問がありましたけども、議会の機能というのは、行政とはまた違った機能というか、独立していると思うんですけども、そういったものを設置、新しい庁舎の中に盛り込んでいくときに、議会の意見というのですかね、要望というか、そういうことを言う機会というものは、あるのか、ないのか。既に、多目的部分で、議場と、本会議場と委員会室ですかね、イメージとしては括られて、説明会でもそれで資料が出されていると思いますけども、新しくといますか、応募要領の中でもそういうものが示されていくと、当然、それに沿った案が出てくると思います。それを越えたものは、まず出てこないと思いますね。それが条件になっているはずだから。そういう場合に、事前に議会の意見を聞かないのか、聞く気があるのか、ないのか。また我々ここでは、今、委員会で質疑していますけども、ただ質疑だけでは、私は意味がなくて、先程協議会のことも言いましたけど、この協議会の中でまとめて何かこう、単なる一議員がこういうことを言った、そういうことを言ったということではなくてね、これは委員長にお願いしたいんですけども。それを議会の中でまとめて正式に文書で、こういうことに対しては回答くださいとか、こういう要望をお願いしますということは、この委員会の中であってもいいかと思うんですけども。いわゆるその、その議会の施設に対するのは、どういうふうに考えてみえるのかということと。もう1点、市庁舎の、この土地を利用して検討した場合と、民間の施設を利用した場合とでは、いわゆる、市が予定しているのは27億ですよ、約。全然、もう計算というのが違ってきてしまうと思うのですね、そ

こで、スタートラインが。それで安い方を選ぶのか、何を選ぶのか知らないけれども、基準がすごくこう二つの全く違った条件の中で、どういうふうにかう市は考えているのか、選ぶときにね。その辺をちょっと、非常に業者さんとか事業者からみると、非常にどこに焦点を当てていいのかわからないようなことがあるかと思えますけども、そういった質問はなかったですかね。

答（総務部） まずもって、後のほうを私のほうから。審査基準のことですが、本日、設置要綱、選定評価委員会の設置要綱をお出ししました。まだ正式に決定はしていませんけども、いろいろと委員さんとしての候補者の方、いろいろあたっている段階ですが、お話を聞いた中では、非常に高浜市さんがやろうとしていることは、違った内容を同じ土俵に上げるということで、非常に難しい基準設定になるな、という声はいただいております。ただ、それはそれで、やはりきちんと、しっかりとした基準づくりをしていかなければならないなという御意見もあります。難しい中、でこれは無理だという声はいただいております。

答（行政 主幹兼） あと、この新しい庁舎のあり方の案についてのことでございますけれども、本日の申し合わせ事項の中で、付託案件についての調整等の取り決めがなされました。その中で、会議の中で報告、連絡事項、協議事項、審査事項等も定められておりますので、どの部分についてお諮りしたほうがよいのかということは、御相談をさせていただければと思います。

委員長 ほかに。

問（3） 1点だけ、教えていただきたいんですけども、今回、民間だとかという建てかえの話も出ていますが、耐震の工法とかというのも日々いろんなものが新しく出てきていると思うんですけども、それと並行して、そういったものもしっかりと確認をしつつ、いかに費用を抑えて建物を長持ちさせるかというような、そういった部分というのも並行してここへ進めていかれるわけなのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいなど。

答（行政 主幹） 今回の募集につきましては耐震性能につきましては、庁舎施設の総合耐震計画基準に基づきまして、新築につきましては2類ということで、先ほど、委員おっしゃられたような耐震性について、少し割り増しをした

ものをお願いしたいということで、実施方針に載っております。また、改修につきましても、現行の、56年以降の建物の耐震性のあるものを改修して、庁舎として借りていくということで考えております。それともう一つは、耐震改修について、この庁舎を考えるということの御質問だと思うんですけども、今のところは、庁舎の改修を並行してやっていくという考えは、ありません。

問（3）　ということは、その先ほどもお話があって、そのいろんな提案が先方から出てきた中で、一定の水準のところまで話を進めて選定していくんだと思いますけど、こちらのほうにも最優秀の評価をすべきものを選定と、委員会の部分でのところで、最優秀の評価をしていくという形になると思うんですけども、そこら辺の例えばハードルというんですかね、基準的なものというのが折り合わなかった場合というのは、全く一切考えてはいないということですか。必ず折り合うというものなんですかね。

答（行政 主幹兼）　最優秀の提案をしたところ、その次の次点の提案をしたところ、ということで、優秀な提案については、最優秀のところから順番に交渉してまいります。交渉してまいりまして、その結果、条件的に折り合わなければ、2番目の提案をしたところとの条件交渉に移るということで、あくまでも、最も良い提案をしたところの提案と市が求めるものが合致をして、初めて契約に結び付くという考え方でおります。

問（3）　ということは、順番をつけながらということなんで、基本的にはこのやり方ありき、という考え方でいいですか。

答（行政 主幹兼）　先ほど、新しい工法とかが日々開発されているので、そういった工法をにらみながらこの事業を進めるのかという御質問でございました。今の提案は、ここの庁舎の改修ということの提案を求めるものではございませんで、それ以外のものを求めておりますので、仮に、もしどことも契約が整わなかったというような事態があって、仮に安価ですごく効率的な工法が開発されていけば、その次の段階で、検討には値するかと思っております。

委員長　よろしいですか。

質　疑　な　し

委員長　とし子委員は、よかったですか。

問（11）　今の議論なんですけども、やはり、折り合わない場合は、次に順位を下げっていくという形になりますけども、今までの公共事業のやり方を見てみると、追加工事があったりする場合があるんですね。そういった場合は、やはりやり始めてからそういうふうになると、すごいことにならないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

答（行政　主幹兼）　リスク管理の御質問でございますけれども、向こう20年間にわたる長期の契約になりますので、どの部分については、どちらがリスクを負うのかというリスク分担を、これを定めてまいります。大まかなところで申し上げますと、実施方針の中で11ページに、市が負うべきもの、事業者が負うべきものの負担がございます。そういった中で、例えば、特に金利が大きく変わっただとか、そういったものについては、これは事業者が負うべき負担というふうにいたしております。特に大きな社会経済状況の変化があって、当初の契約では予見することができなかつたような利息が発生した場合は、それは協議になりますけれども、一般的なもの、先ほど御質問されました、後で追加工事が出たからこれだけ金額が上がるというようなことはないように契約の段階で取り決めてまいります。

問（11）　それもありますし、この20年間で変化もあると思うんですね、途中で。これは使いにくいからこの壁をとってくれだとかいうことになると、また別の料金が発生するわけで、そういう想定はいかがでしょう。

答（行政　主幹兼）　今、壁の御質問をいただきましたけれども、考え方として、なるべく低コストで、市の費用負担が少なくなるというような考え方で、考えておりますので、基本的な耐震性能が満たされていれば、必要以上の壁を設けるだとか、そういったことは当初は想定いたしておりません。なるべくスケルトンというか、見通しのきくようなフラットで、壁を設けずに自由がきくようなことを考えておりますので、壁の御質問については、今のところ想定はされないということで、御理解いただければと思います。

委員長　ほかに。

問（１２） 先ほども出ましたけれども、議場の多目的使用といいますか、先ほど音楽室の例えのお話、出ましたが、ちょっとほかの場合だったら、ちょっとまだ今イメージとしてないんですが、音楽室に議場を使うということになりますと、そういうところを見に行ったこともあります、ほかの議場でですね、ありますが、もっとやはり広い議場が多かったですし、それから、高浜ですと議員数も少ないですから、今の議場を音楽室にというのはちょっとかなり無理があるんじゃないかという気がいたしますが、その点は。

答（行政 主幹兼） 先ほど、他の自治体での使われ方の例として、御紹介をさせていただいたということでございまして、必ずしも当市の場合、今、こういった使い方での想定をしているということではございませんので、使える範囲内で御使用いただければということの内容でございます。

委員長 ほかに。

問（１） １点、お願いします。庁舎の選定委員会の設置要綱についてなんですけど、第９条の会議の非公開ということで、この会議の非公開とした理由を教えてください。

答（行政 主幹兼） 会議についての非公開とするということでございますが、プレゼンテーションを想定いたしますと、当然、そこには事業者の競争上の、特にノウハウでありますとか、特に事業者の戦略的なことの提案が求められてまいりますので、そういった内容については、事業者の競争上の地位を守るために、非公開にするということでございまして、会議の結果につきましては公表させていただくことを予定していたしております。

委員長 副委員長、いいですかね質問をして。

副委員長 はい。（委員長に代わり、副委員長が、委員長の職に就く。）

委員長（副委員長） 北川委員。

問（９） 先程来から出ている、先ほどの内藤皓嗣委員が言われたことというのは、多分、議会から、例えば、業務要求水準書だとか募集要項に議会フロアは、こうして欲しいだとか、そうして欲しいとかというものを載せてもらうためには、どのようなスケジューリングで当局側にもものを訴えたらいいのかということだと思っておりますよね、まとめて言うと。それを、このスケジュールの中

で示していただくと、どこまでにどういうものが必要だよということがわかるので、できれば、今回、当局の方みえておりますけども、そうではないところで、議会の中で話をしなければいけないのかなという気がするんですけども、そのスケジュールというのはどうなっているのでしょうか。

答（総務部） 先ほどというか、私、申し上げたんですけど、業務要求水準書を、今、作成中でございますので、多分、それを見ないと何もわからないということで、たたき台がまとまりましたら委員長さんのほうに、まず、申し上げて、また、特別委員会の開催をお願いすることになろうかと思えます。

問（9） ただ、この募集要項の公表というのが、8月の頭ですよ、ということ、今から1カ月しかない中で、私どもも申し訳ないですけども、他市への視察の予定を各常任委員会が入れている関係上、そんなには時間が取れないんですよ。そういう点でいうと、少なくともどういったことを、イメージとしてね、どういったことを話し合っただければとか、現行、例えば、今、現行のこの議会のフロアには、本会議場があって、委員会室があって、図書室があって、正副議長室があってというものがありますよね。その中で、多分、法的に設置を義務付けられているというのは、図書室だけですよ、置かなければいけないのは。あとのものは、特段、置きなさいとは書いてありませんので、だから、我々がこういうものがあるんだということを言わなければ絶対載らない、と僕は思っているんですよ。そういうものをつくっていただけないと、というふうに思っているんですよ。ですから、それにおいては、では今のこのフロア面積がどれだけあって、それをこれだけ縮小してやるからって、ここは我慢するから、そのかわりにこれを入れてくれだとか、というようなこともやっていかなければいけないのかなという気がするものですからね。何とか、ちょっとその議論のたたきになるようなものをね、出していただいて、それを中心にこの後、皆さん方にお諮りいたしますけども、議会として当局側に要望として上げていくんだということであれば、これは当然議長さんをとおして、お願いをしていくことになるものですから、その話し合いの場を、この委員会で構わなければ、やらせていただくと。それから業務要求水準書に関する説明は、それは当然、市庁舎全体に対してつくられるわけですよ。それに対して

の説明というのは、それができ次第、御報告をいただかなければいけないと思いますけども、我々のほうがどれくらい時間がかかるのかというのは、ちょっと想定がつかないものですから、現行が。だからできるだけ早く話し合いに入りたいなということもありますんで、どういうものが必要になってくるよということを、ざっとでいいから、一度、出していただきたいということを要望とさせていただきますと思います。それと、一つ質問ですけど、民間事業者が土地を確保して、建物をつくって賃借にというパターンの場合、その民間事業者が、その土地を金融機関に対して担保として出すということに対しては、どのようなお考えをもっていますかね。

答（行政 主幹兼） 現時点での参加意向としては、ただいま御質問されたプランで考えているところは、現実にはございません。ただ、その土地を金融機関に担保で差し出すということで、先ほど、市に優先する担保権だとか、そういったものがついていれば、それは市に優先する担保権等については、付与されないということが条件になってまいりますので、その辺りを金融機関と調整をした上で、御提案をいただくことになろうかと思えます。

問（9） ということは、基本的にあり得ないですね、そのプランは。というふうに思うんですけども、それはどうなんですか。

答（行政 主幹兼） 例えば、提案する事業者が、複数の事業者が特別の目的の会社を一つ設立をして、その会社から市が直接契約をするということで、個々の業者の営業業績がダイレクトに市の賃借に跳ね返ってくるような仕組みが、一つ考えられると思えます。その中で、PFIの中では、金融機関との直接交渉ということで、ダイレクトアグリメントというような仕組みもございますので、そういった仕組みを活用するということが考えられるのではないかと思います。

問（9） しっかりと民間の事業者さんたちに、そういった部分が質問として上がってくるぐらい真剣に捉えていただければいいんですけども、そうではなくて、今の現段階でね、既にそのハードルが高いだとか、入り口が狭いだとかというようなイメージを与えることによって、本当に提案力のあるところ、あるいは、そういう信頼関係の中で20年間という長きにわたってやっていけ

るというパートナーの部分を、こう摘み取ってしまっているようなことになってしまうと、非常につらいかなという気がするんですよ。ですから、確かに金がない、時間がないというのはこっちの事情ですよ。こっちの事情ですけども、それを何とか、20年のスパンの中で多くのよい提案を出していただいて、その中から選定できるということを、できるだけ考えていただきたいということを思いますので、できれば、期間をね、見直すことも必要ではないのかなという気もするんです。要は、募集の期間だとか、そういうところも。ただし、ただしですよ、来年度は、冒頭に言いましたけども選挙年になります。そういう部分でいうと、我々、市議員だけではないです。いろんな選挙がある年になりますので。年が明け早々から。ですから、そういうところに使われていっても、これは逆にいうと、市民が不幸な目に合うわけですので、ですから、それも含めた中で、急ぎながら慎重になおかつ多くの提案を受け入れられる、そういう部分を選定委員会のほうに求めていきたいなということを思いますので、ぜひともお願いをしたいと思います。これについて、何か、副市長ございましたら。

答（副市長） 私も、昨年ですか、株式会社の保育園参入をした場合に、やはり100%リスクを回避するという事は、なかなか難しい。どこで折り合いをつけるかという部分が多々あります。今回の件も、そのSPCといいますか、コンソーシアムといいますか、金融機関にうまくその中に入っていて、一つの企業体をつくっていただくとか、そういったことは可能だと思いますので、積極的に検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

（委員長の質疑終了により、副委員長の委員長職から本来の委員長職に復す。）

委員長 ほかに、よろしいですか。

質 疑 な し

委員長 それでは、なければ以上をもって、公共施設あり方検討特別委員会をしますけども、次回の開催日を決めておきたいと思うんですよ。基本的に、こ

れ当局の方々の、先ほど言った、業務要求水準書ができる、できないということは、ちょっと置いておいていただいて、要は、議会としての話す部分というのは、必要になってくると思うものですから、日程を考えていきたいと思えますけれども、日程的に言いますと、募集要項の今、言った関係からいって、7月22日の週で、何とか開催をできないかなということを思うんですけれども。

(委員間で日程調整。)

委員長 では、7月22日、火曜日、午前10時から公共施設あり方検討特別委員会をさせていただきます。それで、お盆前までのあいだにもう1度ぐらいやらなければならないかもしれないですけれども、この理由は、先ほど言ったように議会フロアとしてどうあるべきだということを、ぜひ、皆さんと意見を交わしていかなければならないと思います。どうでもいいのであれば、当局にお任せですよ。それでは、私はよろしくないと思いますので、それぞれの方々がどのようにお考えなのか、まとめられるものなら、まとめて議会から議長をとおして当局側に要望なり、提言なりさせていただくということで、よろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 では、次回は、その件について、しっかりとさせていただきます。また、当局のほうから新たな情報等、ありましたら出していただきまして、御説明いただくことをお願い申し上げまして、本日の委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後0時13分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長